

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（680））
2. 日 時：平成30年2月16日 10時00分～14時00分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金管理官補佐、田尻安全審査官、照井安全審査官、村上安全審査官、  
宇田川原子力規制専門職、郡安技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他3名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他3名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 担当 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力電気設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

## 5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、2月13日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、機器・配管の耐震支持設計方針、電気計測制御装置等の耐震設計方針、及び蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<機器・配管の耐震支持設計方針>

- 先行プラントとの比較により、機器・配管の耐震支持方針について、記載内容の差異、差分、充足性等を整理して提示すること。
- 耐震Sクラス配管に対する定ピッチスパン法の適用の有無を示すこと。
- 振動数又は応力を基準とした標準支持間隔法のどちらを採用するのか基本的考え方を説明すること。
- 振動数及び応力を基準とした標準支持間隔法の基本的考え方及びそれらの設定値とその妥当性について整理して提示すること。
- 経年劣化したコンクリートにアンカを打つ場合の強度評価について、整理して説明すること。
- ケミカルアンカについては、経年変化を含め、DB及びSAの環境条件における適用性について整理して提示すること。
- 使用する全ての支持装置について、定格荷重及び主要寸法を整理して提示すること。
- 許容限界について、J E A G又はJ S M Eに基づく許容限界とは異なるものを用いる場合は、その妥当性について整理して提示すること。
- 配管の重要度別による解析法は、通常運転時の環境だけではなくSA環境も想定し、整理して提示すること。

- 支持構造物のうち、レストレイントの評価荷重を最大使用荷重としているが、個別計算書でどのように展開するのか整理して提示すること。

<電気計測制御装置等の耐震設計方針>

- 電路類の耐震設計について、方針のみ示し耐震評価は示さないとすることが分かるように記載すること。
- 装置の耐震設計のフローチャートにおいて、機能的健全性の検討を追記すること。
- 剛構造の判断基準として 20Hz としているが、床応答スペクトルの策定結果を踏まえ、その妥当性について整理して提示すること。
- Cクラスの電気計測制御装置等の耐震設計方針の扱いについて整理して提示すること。
- 電気計装品の耐震設計において、振動実験又は解析が行われており同等又は類似と判断される場合について、判断基準を整理して提示すること。
- 電路類の耐震設計に関して、電路を複合体としたことによる耐震性への影響について整理して提示すること。

<耐震計算書一般>

- 各耐震計算書の構成、内容がバラバラとならず、かつ審査に必要な情報が漏れなく記載されていることが分かるように、先行プラントの記載方針に係わる補足説明資料を参考に、記載内容、フォームを整理し提示すること。

<蒸気タービン、ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護>

- 原子炉隔離時冷却系ポンプからのタービンミサイルの検討について、今回新たに重大事故対処設備として位置付けるものの、設計基準事故時と使用する系統設備に変更がないことから今回の申請で変更が生じないとしているが、BWR5における原子炉隔離時冷却系の安全設計上の位置付けを踏まえ、既に検討していることの根拠資料を提示すること（旧許可におけるタービンミサイル評価資料等）。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし